

## 県庁舎ほか13地区合同庁舎ばい煙量等測定業務における入札参加資格審査について

管財課

### 1 経緯

標記業務は、県庁舎ほか13地区合同庁舎ばい煙量等測定業務全般を委託するものである。

本調達は、一般競争入札により落札者を決定し契約をするものであり、地方自治法施行令第167条の5の2により参加する者に必要な資格を定めたことから、下記書類の提出を求め当該資格を有する者であるか審査しようとするものである。

### 2 入札参加資格の証明書類及び審査事項

入札参加資格	審査事項	審査基準
・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。	・参加者の資格の該当を確認	・資格を有していない場合は入札参加不可とする。
入札日現在で、令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち「設備の保守管理」に登録を受けていること。	・名簿の登録を確認	・登録がない場合は入札参加不可とする。
・入札日現在で、岩手県に本社、支店又は主たる営業所を有していること。	・岩手県に有していることを確認	・有していない場合は入札参加不可とする。
・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。	・会社更生法等の申立てがなされていないことを確認。	・申立てがなされている場合は入札参加不可とする。
・事業者の代表者、役員又は支店若しくは営業所を代表する者等、経営に関与するものが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。	・暴力団員又は暴力団でないこと及び暴力団員と密接な関係を有していないことを確認。	・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者が経営に関与している場合は入札参加不可とする。
・入札参加資格申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から庁舎管理業務の委託に係る指名停止措置基準又は県営建設工事等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。	・指名停止を受けていないことを確認。	・指名停止を受けている場合は入札参加不可とする。
・岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。	・文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過するか確認。	・1月を経過しない場合は入札参加不可とする。

入札参加資格	審査事項	審査基準
・入札参加資格審査申請書（様式第1号）	・申請書に添付された書類による審査を実施。	・提出がなければ入札参加不可とする
・岩手県県税条例（令和3年岩手県条例58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと	・滞納がないことを確認。	・滞納がある場合は入札参加不可とする。
・資本関係・人的関係に関する届出書（様式第2号）	・届出書に記載された事項に関する審査を実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本関係にある者が重複して申請している場合は入札参加不可とする。</li> <li>・人的関係にある者が重複して申請している場合は入札参加不可とする。</li> <li>・中小企業等協同組合とその組合員又は会員が重複して申請している場合は入札参加不可とする。</li> <li>・その他上記と同視しうる関係があると認められる場合は入札参加不可とする。</li> </ul>
・業務が履行できることの誓約書（様式第3号）	<p>・誓約書に記載された事項に関する審査を実施。</p> <p>1 国又は他の地方公共団体における同種業務の履行状況等から、契約解除等の事態が生じないことを確認。</p> <p>2 従業員の労働福祉に問題がないことを確認。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約解除有の場合、次の要件が満たされなければ入札参加不可とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 契約解除通知（写）の提出</li> <li>② 誠実に履行する旨の誓約</li> <li>③ ①②から業務が履行できると判断されること。</li> </ul> </li> <li>・指名停止処分有の場合、次の要件が満たされなければ入札参加不可とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 指名停止通知（写）の提出</li> <li>② 誠実に履行する旨の誓約</li> <li>③ ①②から業務が履行できると判断されること。</li> </ul> </li> <li>・岩手県の最低賃金額（時給893円）を下回っている場合は入札参加不可とする。</li> <li>・賃金未払い有の場合、①てん末及び誓約の提出（書面）がない場合、②提出されたてん末及び誓約の内容から、業務の履行に支障があると判断される場合は入札参加不可とする。</li> <li>・①必要な社会保険制度への加入がない場合、②社会保険料の未納がある場合は入札参加不可とする。</li> </ul>
<p>・計量証明事業登録証（写）</p> <p>※入札日現在で、環境計量証明事業者として、岩手県知事登録（濃度に係る計量証明）を受けていること。（ただし濃度に係る計量証明事業者の内、「水・土壌」のみに係る計量証明事業者は除く）</p>	・必要な資格の登録を確認。	・登録がない場合は入札参加不可とする。

### 3 入札参加予定者事前審査

別紙入札参加予定者事前審査チェック表により、入札参加予定者からの申請書及び添付書類等を審査し、入札参加資格の確認を行うものである。